新型コロナウイルス感染症傷病手当金フロー図

令和２年１月１日以降兵庫県建設国民健康保険組合の被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができなかった。

組合員本人

医療機関を受診した。

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

４日以上休んでいる。（連続した３日間を待機期間とし、４日目から支給となります。）

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

・給与所得者である。かつ、
・待機期間経過後、４日目以降の休んだ期間に、給与の一部または全部の支払いを受けていない。

- はい ↓
  新型コロナウイルス感染症傷病手当金申請
  〈必要書類〉
  ① 組合員記入用申請書
  ② 対象被保険者記入用申請書
  ③ 事業主記入用申請書
  ④ 医療機関記入用申請書
- いいえ ↓
  建設国保傷病手当金申請
  （待機期間の起算日は初診日以降となります。）

家族被保険者

- はい ↓
- いいえ → 支給対象外

- はい ↓
  新型コロナウイルス感染症傷病手当金申請
  〈必要書類〉
  ①組合員記入用申請書
  ②対象被保険者記入用申請書
  ③事業主記入用申請書
  ④医療機関記入用申請書
- いいえ → 支給対象外

建設国保に加入していない家族

支給対象外

給付が受けられるかご加入の保険者へお問い合わせください。